

茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油の価格及び物価の高騰により運営に支障が生じている障害福祉サービス事業所等の事業の継続を支援するため、茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、茅ヶ崎市補助金等の交付に関する規則（平成4年茅ヶ崎市規則第26号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給対象者)

第2条 支援金の支給の対象となる者は、別表に掲げる事業を行う事業所等のうち次の各号のいずれにも該当するもの（以下「支給対象事業所等」という。）を運営する事業者（以下「支給対象事業者」という。）とする。

(1) 茅ヶ崎市内に存するもの

(2) 次のいずれかに該当するもの

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号）の規定による指定を受けているもの

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定による指定を受けているもの

ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第77条第1項各号の規定に基づき市が行う事業の運営につき市から委託を受けた事業者

エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律第77条第1項各号又は第3項の規定に基づき市が行う事業の運営を行うものとして市長の登録を受けたもの

(3) 令和7年3月において、少なくとも1日以上支給対象事業所等を運営するもの

2 前項の規定にかかわらず、支援金の支給を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支給対象事業者としない。

(1) 茅ヶ崎市暴力団排除条例（平成23年茅ヶ崎市条例第5号）第2条第2号に規定する暴力団

(2) 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員

(3) 茅ヶ崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(支給対象事業)

第3条 支援金の交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、令和6年6月1日から令和7年3月31日までの間における支給対象事業所等の運営とする。

(支援金の額)

第4条 支援金の支給額は、別表に定める額とする。この場合において、令和6年6月

から令和7年3月までに支給対象事業所等を運営した月数が10月に満たない支給対象事業者については、同表に定める額に10分の1を乗じて得た額に、令和6年6月から令和7年3月までに支給対象事業所等を運営した月数を乗じて得た額とする。

（支援金の申請）

第5条 支援金の支給を受けようとする者は、令和7年5月31日までに茅ヶ崎市障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金支給申請書により市長に申請しなければならない。この場合において、市長が定める電子申請システム（申請に関する事務を電子情報処理組織その他の情報通信の技術を利用する方法により処理する情報処理システムをいう。）により申請することができる。

2 複数の支給対象事業所等を運営する支給対象事業者は、当該支給対象事業所等に係る前項の規定による申請を一括して行うことができる。

（支援金の交付の条件）

第6条 市長は、支援金の交付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 令和7年3月31日までの間に、別表に掲げる事業の廃止（届出をしないが事実上廃止と同様の状況にあるものを含む。）又は休止（届出をしないが事実上休止と同様の状況にあるものを含む。）をするときは、その旨を市長に届け出なければならないこと。

(2) 規則及びこの要綱の定めに従うこと。

（支援金の支給の時期）

第7条 市長は、支援金の支給を決定したときは、その旨を支援金の支給を申請した者に通知した日から起算して1月以内に支援金を支給するものとする。

（報告及び調査）

第8条 市長は、支援金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又はこれに関する帳簿その他の関係書類を閲覧し、若しくは調査することができる。

（届出事項）

第9条 支援金の支給を受けた支給対象事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

(2) 代表者を変更したとき。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 2 4 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

区分	支給対象事業所等種別	支給単価
1	居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援、障害者相談支援事業、移動支援及び訪問入浴	1 事業所当たり 2 5 , 0 0 0 円
2	生活介護、就労移行支援、自立訓練（機能訓練及び生活訓練（宿泊型を除く。）に限る。）、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、地域活動支援センター及び日中一時支援	1 事業所当たり 4 0 , 0 0 0 円
3	施設入所支援、自立訓練（生活訓練（宿泊型に限る。）に限る。）、共同生活援助、短期入所（医療型を除く。）及び福祉ホーム	定員 1 人当たり 1 1 , 0 0 0 円

- 備考 1 居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護又は移動支援のうち 2 以上の事業を行っている事業所は、1 つの支給対象事業所等とみなす。
- 2 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助、障害児相談支援又は障害者相談支援事業のうち 2 以上の事業を行っている事業所は、1 つの支給対象事業所等とみなす。